

新潟県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第54号

新潟県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則  
(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前												
<p>(許可申請書等の様式)</p> <p><b>第2条</b> 次の各号に掲げる許可申請書等は、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 省令第1条の3第1項に規定する承継承認申請書 別記第1号様式の2</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p><b>第4条</b> 省令第4条の2第3項第2号に規定する知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b> (第2条関係)</p> <p>旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>営業の種類別</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分</td><td>(略)</td></tr><tr><td>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合</td><td></td></tr></table>	(略)	営業の種類別	旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)	旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合		<p>(許可申請書等の様式)</p> <p><b>第2条</b> 次の各号に掲げる許可申請書等は、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p><b>第4条</b> 省令第4条の2第3項第2号に規定する知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 電話番号</u></p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b> (第2条関係)</p> <p>旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>※営業の種類別</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分</td><td>(略)</td></tr><tr><td>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合</td><td></td></tr></table>	(略)	※営業の種類別	※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)	※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合	
(略)													
営業の種類別													
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)												
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合													
(略)													
※営業の種類別													
※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	(略)												
※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合													

<p>旅館業の施設が 旅館業法施行規 則第5条第1項 第4号に該当す る場合</p>	<p>※旅館業の施設 が旅館業法施行 規則第5条第1 項第4号に該当 する場合</p>
<p>注 1・2 (略)</p>	<p>注 1・2 (略)</p>
<p>旅 館 業 の 施 設 の 構 造 設 備</p>	<p>※ 旅 館 業 の 施 設 の 構 造 設 備</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>添付書類</p>	<p>添付書類</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第2号様式</b> (第2条関係)</p>	<p><b>第2号様式</b> (第2条関係)</p>
<p>旅館業承継承認申請書</p>	<p>旅館業承継承認申請書</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>合併</p>	<p>合併</p>
<p>下記のとおり営業を分割承継したいので、旅館業法<u>第3条の3第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>	<p>下記のとおり営業を分割承継したいので、旅館業法<u>第3条の2第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第3号様式</b> (第2条関係)</p>	<p><b>第3号様式</b> (第2条関係)</p>
<p>旅館業承継承認申請書</p>	<p>旅館業承継承認申請書</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>下記のとおり営業を相続したいので、旅館業法<u>第3条の4第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>	<p>下記のとおり営業を相続したいので、旅館業法<u>第3条の3第1項</u>の規定により関係書類を添えて申請します。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

**第2条** 新潟県旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第2条関係)

旅館業承継承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者	譲渡人	住 所		電話	( ) -
		氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)			
	譲受人	住 所		電話	( ) -
		氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)		生年月日	年 月 日

下記のとおり営業を譲渡したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

営業施設	名 称			
	所 在 地			
営 業 の 種 別	1 旅館・ホテル営業      2 簡易宿所営業      3 下宿営業			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日			
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容				

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

(新潟県クリーニング業法施行細則の一部改正)

**第3条** 新潟県クリーニング業法施行細則(昭和41年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(地位の承継の届出)</p> <p><b>第3条の2</b> 省令第2条の2第1項に規定する譲渡による地位の承継の届出書及び省令第2条の3第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の2によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の3第2項第2号に規定する同意書は、別記第3号様式の3によるものとする。</p> <p><b>第3条の3</b> 省令第2条の4第1項に規定する合併による地位の承継の届出書及び省令第2条の5第1項に規定する分割による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の4によるものとする。</p> <p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) クリーニング所開設届 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">業務従事者数</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">営業形態 (○で囲む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ク リ ー ニ ン グ 師</td> <td style="width: 90%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構 造</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	業務従事者数	営業形態 (○で囲む。)		指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)		ク リ ー ニ ン グ 師	(略)	構 造		<p>(地位の承継の届出)</p> <p><b>第3条の2</b> 省令第2条の2第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の2によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の2第2項第2号に規定する同意書は、別記第3号様式の3によるものとする。</p> <p><b>第3条の3</b> 省令第2条の3第1項に規定する合併による地位の承継の届出書及び省令第2条の4第1項に規定する分割による地位の承継の届出書は、別記第3号様式の4によるものとする。</p> <p>別記 第1号様式(第2条関係) (表) クリーニング所開設届 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">※業務従事者数</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">※営業形態 (○で囲む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 (略) 5 <u>クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">※ ク リ ー ニ ン グ 師</td> <td style="width: 90%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※ 構 造</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	※業務従事者数	※営業形態 (○で囲む。)		※指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)		※ ク リ ー ニ ン グ 師	(略)	※ 構 造	
(略)	業務従事者数																				
営業形態 (○で囲む。)																					
指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)																					
ク リ ー ニ ン グ 師	(略)																				
構 造																					
(略)	※業務従事者数																				
※営業形態 (○で囲む。)																					
※指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)																					
※ ク リ ー ニ ン グ 師	(略)																				
※ 構 造																					

設  
備

備考 必要に応じて別葉とすること。

第1号様式の2 (第2条関係)

(表)

無店舗取次店営業届

(略)

(略)	営業 区域	業務従事者数
指定洗濯物の取 扱いの有無 (○ で囲む。)		

添付書類

1～3 (略)

(裏)

(略)	構造の概要
	構造の概要
ク リ ー ン グ 師	

備考 必要に応じて別葉とすること。

※  
設  
備

備考

- 1 必要に応じて別葉とすること。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1、2及び4の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)

第1号様式の2 (第2条関係)

(表)

無店舗取次店営業届

(略)

(略)	※営業 区域	※業務従事者数
※指定洗濯物の 扱いの有無 (○ で囲む。)		

添付書類

1～3 (略)

- 4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(裏)

(略)	※構造の概要
	※構造の概要
※ク リ ー ン グ 師	

備考

- 1 必要に応じて別葉とすること。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び3の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)

**第4条** 新潟県クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。  
別記第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式の2（第3条の2関係）

譲渡  
相続による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所

電話番号

氏 名

〔 法人の場合は、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄（ ）

下記のとおり譲渡相続により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

譲 渡	譲渡人の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、事務所 所在地及び代表者の氏名)	
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
相 続	被相続人の氏名及び住所	
	相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日
ク リ ー ン グ 所	名 称	
	所 在 地	電話番号
無 店 舗 取 次 店	名 称	
	業 務 用 車 両 の 保 管 場 所	
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 業務従事者数
- (4) 業務従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名及び登録番号



(新潟県理容師法施行細則の一部改正)

第5条 新潟県理容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(承継届)</p> <p><b>第29条の2</b> <u>施行規則第20条の2第1項に規定する譲渡による地位の承継の届出書又は施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>第22号様式</b> (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理理容師以外 の従業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容所と同一 の場所で開設 する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p>	(略)		管 理 理容師		管理理容師以外 の従業者	(略)	構造設備の概 要		理容所と同一 の場所で開設 する美容所		<p>(承継届)</p> <p><b>第29条の2</b> 施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第22号様式</b> (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※管理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">※管理理容師 以外 の従業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>※構造設備の 概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※理容所と同一 の場所で開 設する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1から3まで及び5の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u></p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p>	(略)		※管理 理容師		※管理理容師 以外 の従業者	(略)	※構造設備の 概要		※理容所と同一 の場所で開 設する美容所	
(略)																					
管 理 理容師																					
管理理容師以外 の従業者	(略)																				
構造設備の概 要																					
理容所と同一 の場所で開設 する美容所																					
(略)																					
※管理 理容師																					
※管理理容師 以外 の従業者	(略)																				
※構造設備の 概要																					
※理容所と同一 の場所で開 設する美容所																					

第6条 新潟県理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第24号様式の2を次のように改める。

第24号様式の2（第29条の2関係）

譲渡  
相続 による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者 電話番号

氏 名

〔 法人の場合は、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄（ ）

下記のとおり譲渡相続により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

譲 渡	譲渡人の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、 事務所所在地及び代表者 の氏名)	
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
相 続	被相続人の氏名及び住所	
	相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日
理 容 所 の 名 称		
理 容 所 の 所 在 地		電話番号

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(新潟県美容師法施行細則の一部改正)

第7条 新潟県美容師法施行細則(昭和42年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(承継届)</p> <p><b>第29条の2</b> <u>施行規則第20条の2第1項に規定する譲渡による地位の承継の届出書又は施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</u></p> <p><b>第22号様式</b> (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理美容師以外の従業者</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 (略)</p> <p>添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 (略)</p>	(略)		管 理 美容師		管理美容師以外の従業者	(略)	構造設備の概要		美容所と同一の場所で開設する理容所		<p>(承継届)</p> <p><b>第29条の2</b> 施行規則第21条第1項に規定する相続による地位の承継の届出書は、別記第24号様式の2によるものとする。</p> <p><b>第22号様式</b> (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>※</u>管理 美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>※</u>管理美容師以外の従業者</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>※</u>構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>※</u>美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>3 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1から3まで及び5の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u></p> <p>添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p>	(略)		<u>※</u> 管理 美容師		<u>※</u> 管理美容師以外の従業者	(略)	<u>※</u> 構造設備の概要		<u>※</u> 美容所と同一の場所で開設する理容所	
(略)																					
管 理 美容師																					
管理美容師以外の従業者	(略)																				
構造設備の概要																					
美容所と同一の場所で開設する理容所																					
(略)																					
<u>※</u> 管理 美容師																					
<u>※</u> 管理美容師以外の従業者	(略)																				
<u>※</u> 構造設備の概要																					
<u>※</u> 美容所と同一の場所で開設する理容所																					

第8条 新潟県美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第24号様式の2を次のように改める。

第24号様式の2（第29条の2関係）

譲渡  
相続による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者 電話番号

氏 名

〔 法人の場合は、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄（ ）

下記のとおり譲渡相続により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

譲 渡	譲渡人の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、 事務所所在地及び代表者 の氏名)	
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
相 続	被相続人の氏名及び住所	
	相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日
美 容 所 の 名 称		
美 容 所 の 所 在 地		電話番号

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

第9条 新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(営業施設の検査)</p> <p><b>第17条</b> 知事は、第11条に規定する申請書、<u>第12条に規定する届出書（営業の譲渡に係るものに限る。）</u>、第14条に規定する届出書（許可営業者が届け出るものに限る。）又は第15条に規定する届出書（復業に係るものに限る。）を受理したときは、<u>必要に応じて</u>条例第4条の基準に係る事項について食品衛生監視員に検査させるものとする。</p>	<p>(営業施設の検査)</p> <p><b>第17条</b> 知事は、第11条に規定する申請書、第14条に規定する届出書（許可営業者が届け出るものに限る。）又は第15条に規定する届出書（復業に係るものに限る。）を受理したときは、条例第4条の基準に係る事項について食品衛生監視員に検査させるものとする。</p>

(新潟県興行場法施行細則の一部改正)

第10条 新潟県興行場法施行細則（昭和59年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																												
<p>(譲渡承継等の届出)</p> <p><b>第3条</b> 法第2条の2第1項の規定により<u>譲渡又は</u>相続による営業者の地位の承継をした者は、別記第3号様式による興行場営業承継届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第2条関係）</p> <p>(表)</p> <p>興行場（常設）営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">建築基準法の検査済証</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>(略)</td> <td>建</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地</td> <td></td> <td>物</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(裏)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">興行場の構造設備の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)				建築基準法の検査済証				敷	(略)	建		地		物		興行場の構造設備の概要		(略)		<p>(相続承継の届出)</p> <p><b>第3条</b> 法第2条の2第1項の規定により相続による営業者の地位の承継をした者は、別記第3号様式による興行場営業承継届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第2条関係）</p> <p>(表)</p> <p>興行場（常設）営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※建築基準法の検査済証</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>(略)</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td></td> <td>建</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地</td> <td></td> <td>物</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>営業者から当該営業を譲り受けた者は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(裏)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">※興行場の構造設備の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>備考 <u>営業者から当該営業を譲り受けた者は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる（記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。）。</u></p>	(略)				※建築基準法の検査済証				※	(略)	※		敷		建		地		物		※興行場の構造設備の概要		(略)	
(略)																																													
建築基準法の検査済証																																													
敷	(略)	建																																											
地		物																																											
興行場の構造設備の概要																																													
(略)																																													
(略)																																													
※建築基準法の検査済証																																													
※	(略)	※																																											
敷		建																																											
地		物																																											
※興行場の構造設備の概要																																													
(略)																																													

第11条 新潟県興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

興行場営業承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住所 電話（ ）

氏名  
 （法人の場合は、名称  
 及び代表者の氏名）

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄（ ）

下記のとおり興行場の営業の承継をしたので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

興行場	名称			
	所在地			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
譲渡	譲渡人 (法人の場合は、 名称、事務所所在地 及び代表者の氏名)	氏名		
		住所		
	譲渡年月日	年 月 日		
相続	被相続人	氏名		
		住所		
	相続開始年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人の場合は、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 興行場営業者相続同意証明書

(新潟県公衆浴場法等施行細則の一部改正)

第12条 新潟県公衆浴場法等施行細則（平成4年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																				
<p style="text-align: center;">(譲渡等承継届出書の様式)</p> <p><b>第3条</b> 省令第1条の2又は省令第2条に規定する承継届出書は、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b> (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">公衆浴場営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">種 類</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業時間</td> <td></td> <td style="text-align: center;">入浴料金</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>注</u> 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。</p> <p>添付書類 1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業施設の構造設備の概要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)					種 類			一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離				営業時間		入浴料金		営業施設の構造設備の概要	(略)	<p style="text-align: center;">(相続承継届出書の様式)</p> <p><b>第3条</b> 省令第2条に規定する承継届出書は、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b> (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">公衆浴場営業許可申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">※ 種 類</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※営業時間</td> <td></td> <td style="text-align: center;">※入浴料金</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>注</u> 1 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。</p> <p>2 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる（記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。）。</p> <p>添付書類 1～4 (略)</p> <p>5 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※営業施設の構造設備の概要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)					※ 種 類			※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離				※営業時間		※入浴料金		※営業施設の構造設備の概要	(略)
(略)																																					
	種 類																																				
一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離																																					
営業時間		入浴料金																																			
営業施設の構造設備の概要																																					
(略)																																					
(略)																																					
	※ 種 類																																				
※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離																																					
※営業時間		※入浴料金																																			
※営業施設の構造設備の概要																																					
(略)																																					

第13条 新潟県公衆浴場法等施行細則の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。



第2号様式（第3条関係）

公衆浴場営業承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住所  
電話 ( )  
届出者 氏名  
〔 法人の場合は、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日生

相続による地位の承継の場合は、被相続人との続柄 ( )

下記のとおり公衆浴場の営業の承継をしたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

公衆浴場	名称				
	所在地	(電話)			
	種類	一般公衆浴場	その他の公衆浴場( )		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号		
譲渡	譲渡人 (法人の場合は、 名称、事務所所在地 及び代表者の氏名)	氏名			
		住所			
	譲渡年月日	年 月 日	年 月 日		
相続	被相続人	氏名			
		住所			
	相続開始年月日	年 月 日	年 月 日		

添付書類

- 1 譲渡による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - (2) 届出者が法人の場合は、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 2 相続による地位の承継の場合は、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。  
(新潟県旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。次項において同じ。)を譲り受けた者に対する第1条の規定による改正前の新潟県旅館業法施行細則別記第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の新潟県旅館業法施行細則第4条の規定は、施行日以後に旅館業の施設に宿泊(旅館業法第2条第5項に規定する宿泊をいう。以下この項において同じ。)を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。  
(新潟県クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第3条の規定による改正前の新潟県クリーニング業法施行細則別記第1号様式及び別記第1号様式の2の規定の適用については、なお従前の例による。  
(新潟県理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第5条の規定による改正前の新潟県理容師法施行細則別記第22号様式の規定の適用については、なお従前の例による。  
(新潟県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第7条の規定による改正前の新潟県美容師法施行細則別記第22号様式の規定の適用については、なお従前の例による。  
(新潟県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前に興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に対する第10条の規定による改正前の新潟県興行場法施行細則別記第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。  
(新潟県公衆浴場法等施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 施行日前に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に対する第12条の規定による改正前の新潟県公衆浴場法等施行細則別記第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。